

大和市広告付き地図・庁舎案内板設置運営業務募集要項

1 目的

大和市では、市有財産を有効活用するとともに、庁舎の利便性の向上を図り市民サービスの向上に資することを目的に、大和市役所に広告付き地図・庁舎案内板を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより、運用を行う事業者を募集します。

この地図・庁舎案内板の設置及び広告を一括で取り扱う業務について、取扱事業者の公募を行い、企画提案型による入札により事業者を選定することとします。

委託を受けた事業者は、地図・庁舎案内板の設置及び管理を行うとともに、市が広告掲載を承認することに伴い、貸付料金（広告掲載料を含む）を納付いただくことになります。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

大和市広告付き地図・庁舎案内板設置運営業務

(2) 施設の概要

名称等	大和市役所本庁舎
所在地	大和市下鶴間一丁目1番1号
開庁時間	平日：午前8 時30 分から午後5 時00 分
閉庁日	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※土日に関しての開庁は大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱による。

参考数値

来庁者数	約1000～1500人/日
庁舎内職員数	約760人（本庁舎のみ）

(3) 設置場所、業務内容及び業務期間

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。（個人での応募はできません。）

- (1) 他の地方公共団体等において広告付き地図・案内設置運営業務又はこれに類する業務の取扱実績があること。
- (2) 地図制作の実績があること。

- (3) 本市の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 租税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
- (9) 取引銀行において不渡手形および不渡小切手を出していないこと。
- (10) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (11) 「大和市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領」に定める法人等でないこと。

4 応募条件等

(1) 契約手法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく「行政財産の貸付」
貸付期間は5年間

(2) 貸付料

設置事業者として選定されたものが「プロポーザル参加申込書（様式1）」により提示した提案金額（税抜）に地方消費税及び地方消費税相当額を加えて算定した金額を貸付料の年額とします。

なお、貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。

(3) 契約保証金

免除

(4) 光熱水費その他必要経費

電源等を使用する場合は、定格電力消費量に応じて定めた電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を大和市が指定する期限までに全額納入してください（別紙：電気使用料通知（参考）を参照）

5 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式1）

提出後に変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書（様式1－2）を市に提出すること。

- ・誓約書（様式2）

法人の代表者名で提出してください。

- ・登記事項証明書（履歴事項証明書）

発行日から3ヵ月以内のもの

- ・国税、都道府県税及び市税の滞納が無いことの証明書

いずれも発行日から3か月以内、最新年分のものに限る。

国税は納税証明書（その3）、県税は法人事業税及び法人県民税の納税証明書、市税は法人市民税の納税証明書を指し、法人所在地のものがが必要です。

- ・取扱実績調書（様式任意）

過去3年間の官公庁への同種事業実績一覧表

- ・役員名簿（氏名・住所・生年月日の記載のあるもの）（様式3）

上記については、大和市暴力団排除条例に基づく調査の範囲内で使用するものです。取得した情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳重に管理し、漏えい及び不正流用の防止に適切な対策を講じます。

- ・企画書（様式任意）（6部）

主として次の事項を記載するとともに、設置位置図及び設置立面図（寸法等記入）を添付してください。

1. 設備本体の構造、設置方法等
2. 地図部分及び広告部分の配置、サイズ、デザイン、掲載情報等の案
3. 地図部分の掲載情報の更新及び地図の貼り替えに関する取扱い
4. 保守管理、緊急時の対応に関すること
5. 広告募集の方法、及び内部での実施体制など
6. 準備作業を含む業務全体のスケジュール
7. その他市民サービス向上が見込める機能、設備等の提案企画内容

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について11月12日

(水)までに、参加資格確認結果通知書(様式4)で参加希望者に通知をするものとする。

参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書(様式5)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、申込受付期限の17時までに管財課まで提出するものとする。

(4) 企画書に対する質問

企画書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに市に回答するものとする。

5 募集に関する質問の受付

募集内容に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。

- (1) 提出期限 令和7年10月20日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問票(様式6)に必要事項を記載の上直接持参又は郵送
(10月20日(月)必着)
- (3) 提出場所 大和市役所本庁舎4階 総務部管財課管財係 担当者:小見野
- (4) 回答 令和7年10月22日(水)までに市のホームページで公開します。

(HPアドレス)

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/26/25125.htm>

1

6 応募書類の受付

- (1) 提出期限 令和7年10月29日(水) 午後5時まで
※ただし、土日祝日を除く9時から17時まで
- (2) 提出方法 応募書類を上記の提出場所に直接持参又は郵送・宅配(10月29日(水)必着)で提出してください。これ以外の方法による提出はできません。
郵送・宅配で提出する場合は、受取日時及び配送されたことが証明できる方法としてください。
- (3) 提出場所 大和市役所本庁舎4階 総務部管財課管財係 担当者:小見野
※上記提出期間に、必要書類を提出しない者、及び「3. 応募資格」を満たしていないと認められた者の企画書は受け付けません。

※直接窓口へ持参する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が提案者の瑕疵に因るものではなく、且つ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けます。

※郵送・宅配による受付を選択した場合、郵送・宅配を行う事業者の都合により、提出期間を過ぎたものは受け付けません。

※提出資料に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

※提出資料は返却いたしません。また、提出した資料の差替え及び再提出は認めません。

※応募参加資格を確認した後、参加資格を満たさなくなった場合には、企画書は無効となります。

※郵送・宅配で必要書類を提出する場合には、事前に電話でその旨を連絡してください。

7 選定手続等

(1) 選定方法

提出いただいた書類等に基づき、公正な審議を実施した上で実施事業者を選定する。ただし、評価が最も上位または、1事業者しか参加が無い場合でも、総得点において、一定の評価に達していない場合は、実施事業者として選定しない。

(2) 評価体制

評価にあたっては、本市職員で構成される「評価委員会」を設置します。

(3) 選定基準（点数配分）

評価については、別表「評価基準」に基づき、500点満点（100点×5委員）で行うものとする。なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、優先順位を「来庁者に対する案内機能に関すること」「広告掲載に関すること」「提案価格に関すること」「設置及び維持管理等に関すること」「独自提案に関すること」「類似業務実績に関すること」として点数を比較し、点差が生じた項目のうち優先順位の高い項目で点数の高い提案者を最優秀提案者とする。また、最低基準点は300点とし、これに到達しない場合には、候補者として選定しないことにする。

(4) 最優秀提案者の決定方法

合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者、次に合計点数が高い提案者を次点提案者とし、最優秀提案者と契約締結に向けた個別交渉を行う。また、最優秀提案者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点提案者と個別交渉を行う。

(5) 選定結果

選定結果については、令和7年11月21日（金）頃に、応募者へ書面にて企画提案評価結果通知書（様式7）を送付します。通知の際は併せて次の内容を通知する。なお、参加者は評価結果に対して通知日の翌日から5開庁日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

ア 通知相手先の順位と総合点数及び各評価項目の点数

イ 選定した候補者の名称と総合点数

ウ 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

8 契約の締結

選定された者は、財産借受申出書を提出して頂いた上で、別紙契約書（様式8）により、契約書を作成するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

9 広告取扱の指針、基準等

本広告取扱業務については、「大和市広告掲載に関する規則」及び「大和市広告掲載に関する基準」その他本市が定める規程により行うものとします。

10 その他の留意事項

※貸付料は、市からの納入通知書に基づき、市が指定する期日までに納入していただきます。

※参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ・募集要項に定める事項に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ・募集要項に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ・提案金額が最低貸付価格に達しないもの
- ・その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

※企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

※プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

※受注者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

※提出された企画書等は返却せず市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。

※本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。

※プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不適当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。

※市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

11 スケジュール

申込の受付	令和7年10月29日（水）午後5時まで
募集に関する質問の受付	令和7年10月20日（月）午後5時まで
質問に対する回答公開	令和7年10月22日（水）まで
結果通知	令和7年11月21日（金）頃
契約締結	令和7年12月初旬頃
案内板設置	令和8年4月1日

12 担当部署（提出・問い合わせ先）

大和市役所 総務部管財課管財係

住所：大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL：046-260-5311

令和〇年〇月〇日

●●●株式会社

ご担当者 様

大和市長 古 谷 田 力

大和市広告付き地図・庁舎案内板の設置にかかる電気使用料決定通知書

このことについて、下記の内容で電気使用料を決定しましたので、別紙の納付通知書をもって、ご納付いただきますよう、お願いします。

- 年 度 令和〇年度
- 設置の期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
- 稼働日数 245 日 ●年度中の日数 245 日
- 定格消費電力 700 w

消費電力	電気料金(年額)
200 w 未満	4,000 円
200 w ~ 300 w 未満	10,000 円
300 w ~ 400 w 未満	14,000 円
400 w ~ 500 w 未満	18,000 円
500 w ~ 600 w 未満	22,000 円
600 w ~ 700 w 未満	27,000 円
700 w ~ 800 w 未満	31,000 円
800 w ~ 900 w 未満	35,000 円
900 w ~ 1,000 w 未満	39,000 円
1,000 w ~ 1,100 w 未満	43,000 円
1,100 w ~ 1,200 w 未満	47,000 円
1,200 w ~ 1,300 w 未満	52,000 円
1,300 w ~ 1,400 w 未満	56,000 円
1,400 w ~ 1,500 w 未満	60,000 円
1,500 w 以上	66,000 円

○年間電気使用料 31,000 円

○日割り計算
 $\times \frac{245}{365} = 20,808 \text{ 円}$
(端数切捨て)

○ 電気使用料決定額
20,000 円

※電気使用料決定通知に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。

大和市役所
管財課管財係
担当： ○○
046-260-5311